

次分については、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面で、お互いの言い分を応酬しあう期日になります。

## 2 第3回期日の流れ

第3回は、トータル約25分程度の予定で、訴状や答弁書、準備書面の陳述手続きのほか、意見陳述を行います。

意見陳述としては、原告本人から1名、代理人から1名を予定しています。

原告本人は、なぜ第3陣ということで訴訟を提起したのかについての原告の考えを述べてもらいます。

代理人からは、野本夏生弁護士が意見陳述を行います。

## 3 第4回法廷

2018年10月16日（火）午後4時開始を予定しています。

この日はさらに当方の主張の補充（富岡町の特徴や被害）を行います。

以 上